

教育推進部教育指導課

学校運営協議会設置校の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会制度を活用し、開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会規則第2条に基づき、以下のとおり学校運営協議会設置校の指定を行う。

- 1 学校運営協議会設置校として指定する学校
文京区立汐見小学校
- 2 指定の日
令和8年4月1日

教育推進部教育指導課

学校運営協議会設置校の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会制度を活用し、開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会規則第2条に基づき、以下のとおり学校運営協議会設置校の指定を行う。

- 1 学校運営協議会設置校として指定する学校
文京区立茗台中学校
- 2 指定の日
令和8年4月1日